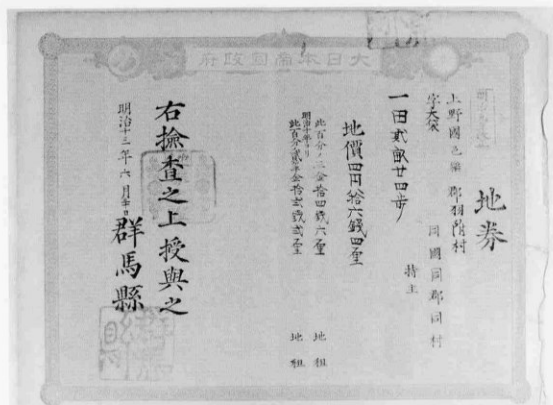


地券の裏 明治19年(1886)に土地の所有者が代わったことが明記されています。



地券の表 土地の所在地・持ち主・用途・面積・地価・地租(3%の場合と2.5%の場合)が記されています。

上野国邑楽郡館林町  
買受  
表書の地所今より右記名の者  
所有たるを確認す  
明治十九年三月三十一日  
主事  
邑楽郡長 村山具磨 印

地券  
上野国邑楽郡羽附村  
字大袋 同国同郡同村  
持主  
一田二畝二十四歩  
地価四円八十六錢四厘  
この百分の三金十四錢六厘 地租  
明治十年より  
この百分の二金十一錢二厘 地租  
右検査の上、これを授与す  
明治十三年六月三十日 群馬県 印

この地券は、邑楽郡羽附村(現館林市花山町・楠町・羽附町・羽附旭町)のもので、面積は2畝24歩(約277㎡)、地価は4円86錢4厘、地租は14錢6厘であることが書かれています。明治政府は、土地からの税金を主な税収とするために、全国の土地を調査し、土地の持ち主に地券を交付しました。地券には調査して定められた地価が明記され、地券に記された土地の持ち主は、地価の100分の3の地租を納めることとされました。

地租の負担は大変なもので、地価の100分の3の割合には反対が多く、明治10年(1877)に100分の2.5に変更されました。この地券は同13年(1880)のもので、同6年(1873)に地租改正が公布された当時の地租と同10年の変更後の地租が併記されています。変更後の地租は、12錢2厘となりました。このころの労働者の1日の賃金は21錢ほどでした。